

座間味村新庁舎整備事業
資料1 施設整備概要書

平成 26 年 9 月

I 施設整備概要

(1) 基本条件

- ①事業計画地の住所地番：沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地
- ②敷地面積：約 1,543 m²（施設配置により増減調整可）
- ③地域・地区：都市計画区域外
- ④開発行為：開発行為を必要とする場合、応募者の提案にて行うこと。

(2) 関係法令・参照基準等

①関係法令

本事業を実施するにあたっては、関連する法令・条例等を遵守すること。

②適用基準

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・沖縄県福祉のまちづくり条例
- ・その他関係適用基準等

(3) 敷地について

本敷地の詳細については、「資料2 敷地の概要及び地盤の状況」による。

(4) 周辺インフラ整備状況

インフラ整備に関しては、下記の通りとする。

（必要によっては、応募者各自で現地を確認すること）

①上水道の引き込み、汚水の処理

給水設備、排水設備等については敷地や周辺の状況も踏まえて適宜提案すること。

②ガス

都市ガスは整備されていないため、プロパンガス対応とする。

③電気

敷地外部の電柱から引き込むこと。

(5)地盤状況

地盤状況の詳細については、「別紙・資料2 敷地の概要及び地盤の状況」による。

(6)土壌汚染、埋蔵文化財等

土壌汚染については、事業者の責任及び負担において確認するものとする。本敷地に土壌汚染及び埋蔵文化財等が発見された場合、村が取るべき措置や本事業の継続を含めて事業者と協議する。

II 設計条件

(1)基本的な考え方

① 配置計画

- ・本事業は座間味村新庁舎を整備するものであり、配置計画においては来庁者の利便性及び安全性の確保が前提であり、周辺環境を配慮しながら全体の適切な配置や諸室配置を適切に図ること。

② 意匠計画

- ・施設の外観については、周辺地域・景観と調和した形態・色彩・構成とすること。

③ 諸室の環境

- ・施設全体にバリアフリーを含むユニバーサルデザインの考えを十分取り入れ、「沖縄県福祉のまちづくり条例」を基準に配慮された施設とする。
- ・利用者が利用しやすく、親しみやすい施設計画とする。
- ・幅広い年齢層が利用する施設であることを踏まえ、施設の安全性に十分配慮された計画とすること。

④ 省メンテナンス性の追求

- ・適切に構造体及び被覆等の修繕等を行うことにより、長期的に構造耐力上必要な性能を確保できるよう、配慮すること。

⑤ 防犯・防災計画

- ・耐震性能(評価割増係数)は、1.25 以上を確保すること。
- ・セキュリティ計画には十分な配慮を行うこと。

⑥ 環境配慮計画

- ・環境資源に配慮した材料の選定、建設副産物の発生制御、再資源化等に配慮し、

環境への負荷低減、省エネルギー対策、自然エネルギーの利用を考慮した施設計画とする。

(2) 構造種別及び規模

施設の構造については、S造 2 階～3 階建て・延べ床面積 1,200 m²程度。

※延べ床面積に関して、±10%以内の増減は認める。

※各施設の居室については「(5) 諸室計画」を確認すること。

(3) 駐車場

6 台 (公用車用 3 台、来庁者用 2 台、身障者用 1 台)、その他応募者の提案による。

(4) 諸室計画

下表の諸室については提案者によって配置を行う。

諸室	内容
職務室	・約 40 名の職員が従事できるスペースを確保すること。 ・総務課・福祉課、産業振興課、会計課、教育委員会があり、その職員数は年度により流動的になることを配慮すること。
議会、議会事務局	・議会 (議員定数 7 名) 運営が円滑に行えるスペースを確保すること。議会事務局については、議会へのスムーズな対応が図れる配置とすること。
村長室	・業務を円滑に行い、来客に対し対応可能なスペースを確保すること。
書庫	・既存書籍等の収納が可能であり、将来的収納スペースを確保可能な移動式移動ラックが設置できるスペースを確保すること。
厚生室	・職員が休憩可能なスペースを確保すること。
宿直室	・休日の来庁者への対応が可能であることを考慮し配置すること。
大会議室	・40 名程度が利用可能なスペースを確保すること。
打合せ室	・10 名程度が利用可能なスペースを 2 ヶ所以上確保すること。

倉庫	・適宜配置すること。
トイレ	・適宜設置すること。
給湯室	・適宜配置すること。
サーバー室	・既存サーバーが設置できるスペースを確保すること。
防災無線室	・防災無線システム設置が可能なスペースを確保すること。
環境省事務所	・4名程度の職員が従事でき、来客に対し対応可能なスペースを確保すること。
エントランス	・身体障害者(車イス利用者等)が円滑に利用できるよう、寸法やその他について十分配慮すること。
エレベーター	・エレベーターは13人乗り以上とする。
廊下・階段	・安全な導線計画を考慮し、配置すること。
その他	・施設の共用機能に必要と思われるもの。

(5) 設備計画

① 共通事項

- ・耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ・風水害、落雷、断水、停電、大火、地震等の災害を考慮すること。

② 電気設備

- ・受変電設備等主要機器。
- ・コンセントは各諸室に適宜設置すること。
- ・非常照明、誘導灯(バッテリー内蔵型)は関連法規に基づき設置する。
- ・外灯は施設外構部に設置する。
- ・動力設備は各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の製作、配管配線等を行う。
- ・電話設備、情報設備は、空配管とする。
- ・UHF(地デジ対応)アンテナを設置する。(厚生室にて利用可能にすること)
- ・自動火災報知設備、防火設備等を関係法規に基づき設置する。
- ・館内放送設備を設置すること。
- ・大会議室には、スクリーン・音響設備を設置すること。

③ 機械設備

- ・空調設備の系統は施設の構成、運用、故障時の影響を十分考慮して計画すること。
- ・換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、除塵、臭気低減を行う。
- ・自動制御・監視設備を設置するものとし、設置される居室において運転・停止、温度調整が可能な方式とする。
- ・衛生器具設備は居室の使用状況、内装仕様の程度で適宜選択する。
- ・給排水設備については、敷地や周辺の状況を考慮の上、提案すること。
- ・ガス設備を設置する場合、地震時の安全性を考慮すること。
- ・消火設備等は消防法、条例に基づき設置する。

(6) 外構計画

① 共通事項

- ・施設の利用用途や敷地の形状を考慮した外構計画とする。

(応募者各自、現地を十分に調査の上、提案すること。)

- ### ② プロパンガスを設置する場合、交換時に容易に車が寄り付けるような場所に設置すること。

- ### ③ ゴミ置き場は、ゴミ収集車が容易に寄り付けるような場所に設置すること。

- ### ④ 植栽・舗装等については、周辺環境との調和を踏まえて、適宜計画すること。

- ### ⑤ その他サインは応募者の提案による。